

(参考) これまでの「市民の声」と本市の回答例

| 件名・内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---|------------------------|
| <p>広報誌の発行頻度について</p> <p>月に2回発行されていますが、自治会での配布に負担を感じています。 月に1回の発行に変更してほしいです。</p> | <p>貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 沼津市では現在、市民の皆様にも市政情報をお届けするため、1月を除き月2回、年間23回の広報ぬまづを発行しています。</p> <p>令和5年度に実施した「市民意識調査」では、広報ぬまづの発行回数について「月1回でよい」とする回答が44.1%で、「現在の月2回が妥当」とする声も40.4%と同程度ありました。さらに、市政情報の入手方法について「広報ぬまづを一番よく利用する」との回答が65.3%と最も多く、どの世代においても広報ぬまづが市政情報を得る重要な媒体となっています。</p> <p>また、広報ぬまづはホームページやスマホアプリなどのデジタル媒体からもご覧いただけるようにしておりますが、令和6年度に実施した「市民意識調査」では85%の市民が紙媒体で広報ぬまづを読んでいることがわかりました。</p> <p>以上から、現時点においては、広報ぬまづについては、月2回の発行を維持していきたいと考えております。また、令和7年度からはこれまで2色印刷であった15日号(1月を除く)もフルカラー化することで、内容のさらなる充実に努めながら、より見やすく、伝わりやすい広報を目指します。</p> <p>さらに、今後においては、広報紙を補完または代替するSNSをはじめとした媒体の活用などについて調査を行い、時代に即した有益かつ効果的な広報紙づくりを進めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【令和7年2月回答】</p> | <p>広報課</p> |
| <p>サンウェルぬまづとプラサヴェルデの自習室利用について</p> <p>サンウェルぬまづとプラサヴェルデの空きスペースを、自由に自習に使えるようにしてほしいです。 1時間以上は利用できないようですが、図書館以外にも、夏休みなどの長期休みなどに、お友だち同士でゆっくり勉強できる場所があると良いなと思います。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。 サンウェルぬまづでは、3階をフリースペースとして開放しています。 最大2時間までの利用が可能で、学生の方の勉強をはじめ、さまざまな方にご利用いただいております。 なお、ご利用の際とお帰りの際は、2階の管理事務所にて手続きを行っていただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>プラサヴェルデについては、沼津市と静岡県が指定管理者制度によって管理運営を行っており、東側の「キラメッセぬまづ」と西側の「コンベンションぬまづ」の1階にあるフリースペースに机と椅子を設置しています。 フリースペースについては、待ち合いや休憩だけでなく、勉強やデスクワークなど、他の利用者に迷惑がかからない範囲において、自由に利用することができますが、机と椅子の数に限りがあり、より多くの方にご利用いただけるよう、1時間以上のご利用はご遠慮いただくようお願いしております。</p> <p style="text-align: right;">【令和6年8月回答】</p> | <p>福祉企画課 観光戦略課</p> |

| 件名・内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---|-------------------|
| <p>自治会脱退後のごみ出しについて</p> <p>自治会から脱退すると、ごみは捨てられないのでしょうか？税金は払っているのだから、自治会加入に関係なく、捨てさせてほしいです。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ごみ集積所につきましては、沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、ごみ集積場所の管理は使用者が行うものとしており、実際にはその多くが自治会により管理されています。そのため、その使用に係るルール等については、各自治会に委ねられております。</p> <p>市としましては、自治会未加入者によるごみ集積場所の使用の可否につきましては、話し合いの結果、住民関係に影響を及ぼすことなく解決されることが望ましいと考えております。</p> <p>そのため、ごみ集積場所の使用に際しては、まず自治会の役割や意義について説明を行い、ご理解いただいた上で自治会への加入を促すこと、そしてそのことが難しい場合は、ごみ集積場所の維持管理に必要な応分の負担をいただくといった条件を提示した上で、使用についてお話し合いをされるよう、市内の各自治会にも文書にてご案内しているところです。</p> <p>つきましては、同じ地域に住む皆様が互いに理解しあい、地域活動を推進されることが重要と考えますので、ぜひその趣旨をご理解の上、ごみ出しにつきまして自治会とお話し合いをされますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【令和6年12月回答】</p> | <p>地域自治課</p> |
| <p>期日前投票所について</p> <p>カインズホーム(原)やららぽーと沼津で期日前投票ができるようになったら良いと思います。</p> | <p>いただきました御意見につきましては、選挙管理に関するものであるため、選挙管理委員会から回答させていただきます。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>現在、本市では7か所の期日前投票所を設けております。御意見をいただいた「カインズホーム(原)」や「ららぽーと沼津」などの商業施設につきましては、民間施設であり、長期間の借上げが難しいこと、また、設備面、通信回線の問題などの課題があり、残念ながら期日前投票所としての利用は難しいと考えております。しかし、御意見のとおり、商業施設は利用しやすさの面で特に優れておりますので、「ららぽーと沼津」や「ノジマ」の御協力をいただいて、投票日当日のみ、投票所として利用させていただいております。</p> <p>期日前投票所のうち、4か所は地域の拠点施設である地区センターに設けておりますので、お近くの期日前投票所の御利用も検討していただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【令和6年11月回答】</p> | <p>選挙管理委員会事務局</p> |
| <p>釣り公園について</p> <p>沼津市にも、他市の遊水公園のような、管理釣り場が欲しいです。</p> | <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>沼津市は駿河湾に面した長い海岸線を有し、市内外の多くの方に釣り等の海のレジャーを楽しんでいただいております。</p> <p>沼津市が管理する内浦・西浦地区には、漁港エリアが広がっており、その中での釣りは漁業に支障のない一部の範囲で行われています。</p> <p>市としても海という素晴らしい地域資源を活かした賑わい創出を進めてまいりたいと考えておりますので、釣り漁業者の共存を念頭に、他市の遊水公園の事例を、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【令和6年9月回答】</p> | <p>水産海浜課</p> |